

4 回目接種の対象となる 医療従事者等、高齢者施設等の従事者

1. 医療従事者等

- ① 病院、診療所、助産所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者も含む。以下同じ）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
※診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる）。
※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
- ② 医学部生（医療機関において実習を行う者）
- ③ 訪問看護ステーションの従事者
- ④ 介護医療院・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の従事者
- ⑤ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師、登録販売者等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- ⑦ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務、または新型コロナワクチン予防接種業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

2. 高齢者施設等の従事者

介護保険施設	生活保護法による保護施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設
居住系介護サービス	障害者総合支援法による障害者支援施設等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所 (共同生活援助を提供する場合に限る) ・ 福祉ホーム

老人福祉法による施設	その他の社会福祉法等による施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設 (日常生活支援住居施設を含む) ・ 生活困窮者/ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 矯正施設 ・ 婦人保護施設 ・ 更生保護施設
高齢者住まい法による住宅	
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	

3. 居宅、訪問、通所系サービス事業所等の従事者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 定期巡回/随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 療養通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 (訪問系サービス等を提供するもの) ・ 自立生活援助 ・ 短期入所 ・ 生活介護 ・ 自立訓練 (機能訓練/生活訓練) ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 (A型/B型) ・ 就労定着支援 ・ 地域移行支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域定着支援
<p>※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。</p>	<p>※地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。</p>

4. その他

上記の他、重症化リスクが高い多くの方に対して、サービス提供などを行う場合は、「医療従事者等及び高齢者施設・障害者施設等の従事者」の対象となります。